

平成 30 年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1 職員の競争試験及び選考の状況	1 P
(1) 採用試験	1 P
(2) 採用選考	6 P
(3) 昇任試験	8 P
(4) 昇任選考	8 P
2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年10月12日）の骨子	9 P
3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条において任用の根本基準として「受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、平成29年度から開始した社会人経験者採用試験をはじめ、職員採用上級試験等5種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等3種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。受験者の利便性を向上するため、平成29年度からインターネットによる申込みを開始した。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成16年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施しており、平成30年度の特別募集から精神障害者、知的障害者も対象に加えた。

（1）採用試験

平成30年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、社会人経験者採用試験361名（対前年47.0%の減）、上級試験412名（対前年6.2%の減）、初級試験216名（対前年6.9%の減）、警察官313名（対前年9.8%の増）となっている。（中級試験は実施なし）

なお、平成30年度に受験者確保のために行った広報活動は次のとおりである。

- ① 職員採用パンフレットの作成（12ページ、2,500部）
- ② 新聞への広告（6回）
- ③ 求人情報転職サイトへの掲載（1回）
- ④ 広報広聴課の行う広報媒体（さんSUN高知、テレビ、ラジオ）による広報
- ⑤ 高知県職員採用ガイダンスの実施（平成31年3月 2日間開催 191人参加）
- ⑥ 学校、障害者団体等への採用試験のお知らせの送付（約500件）
- ⑦ 大学での競争試験の概要説明及び就職説明会（19大学、22回）
- ⑧ 学校での土木職説明会（試験情報及び職務内容の説明）（3回）
- ⑨ U・Iターン就職相談会等への参加（5回）

ア 試験の種類等

平成30年度に行った採用試験の種類の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
社会人経験者		職務基礎力試験 職務適応性検査 論文試験	論文試験 個別面接 適性検査
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。
 2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ。)。

イ 実施日程

平成30年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	配布開始	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
社会人経験者 上 級	4月13日	4月13日 ～5月25日	6月24日	7月15日 7月28日～ 8月9日	8月20日
上 級 (特別募集)	12月4日	12月4日 ～1月4日	1月13日	1月26日～ 1月27日	2月8日
初 級	7月12日	8月20日 ～9月5日	9月23日	10月20日 11月7日～ 11月10日	11月22日
警察官 A (男性・女性)	4月13日	4月13日 ～5月25日	7月22日	8月12日～ 8月15日	9月5日
警察官 B (男性・女性)	7月12日	8月20日 ～9月5日	10月14日	11月3日 11月14日～ 11月17日	11月29日
警察官 A (男性) (特別募集)	12月4日	12月4日 ～1月4日	1月13日	1月27日～ 1月28日	2月8日

ウ 採用試験の実施状況

平成30年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア)社会人経験者採用試験

試験区分	採用予定人員	申込者数		第1次受験者数		第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		※参考 (昨年倍率)
		男性	女性	男性	女性	受験率	男性	女性	受験率	男性	女性	
行 政	30	476	324	151	361	75.8%	90	59	31	89	58	42
計	30	476	324	150	361	75.8%	90	59	31	89	58	42

※ 最終合格者に対して任命権者(知事部局の職員)が採用面接を実施し、採用予定人員を踏まえて採用者を決定している。

(イ)上級試験

試験区分	採用予定人員	申込者数		第1次受験者数				第1次合格者数				第2次受験者数				最終合格者数				※参考 (昨年倍率)		
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		第1志望				
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
行政	40	318	190	28	48	25	23	250	152	98	37	19	18	—	80	50	30	47	28	49		
警察事務	7	19	4	15	84	37	47	12	3	9	55	21	10	11	21	16	7	9	8	6	—	
学校事務	11	43	18	25	202	120	82	29	13	16	164	100	64	—	33	21	12	30	19	11	—	
選択志望職種(事務職種)	計	58	380	212	168	334	182	152	291	165	23	256	43	173	76.6%	134	81	55	121	73	48	4.8
土木	17	31	21	4	26	11	0	23	1	3	18	15	3	18	83.9%	18	15	3	9	7	2	3.3
建築	2	3	3	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1.0	
農業	12	36	25	11	30	11	8	22	8	8	22	17	5	21	7	4	12	9	3	2.5	4.9	
苗林	2	8	3	5	4	2	2	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	2.0	
水産	7	22	18	4	14	10	4	14	9	3	63.6%	12	9	3	11	8	3	7	5	2	2.0	
化芸	1	9	9	0	7	7	0	0	0	0	81.8%	8	8	0	8	8	0	2	2	0	4.5	
電気	1	6	2	4	4	1	3	3	1	3	67.7%	4	4	0	4	4	0	1	1	0	8.0	
社会福祉(児童福祉)	3	9	1	8	7	1	6	6	1	6	33.3%	1	1	0	1	1	0	1	0	1	4.0	
上級試験(定期)小計	106	521	317	204	395	149	149	75.8%	211	138	193	128	65	110	65	133	60	6	6	0	2.8	
土木(特別募集)	12	25	23	0	17	17	0	0	13	13	13	13	0	13	13	0	13	0	6	6	0	10.0
上級試験合計	118	546	342	204	412	263	149	75.5%	224	51	73	206	41	65	116	71	45	36	4.7	—	—	

(ウ)警察官A

試験区分	採用予定人員	申込者数		1次受験者数	受験率	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
		男性	女性							
警察官A男性	33	170	87	51.2%	67	50	18	4.8	3.3	—
警察官A女性	10	57	30	52.6%	23	18	12	2.5	4.3	—
警察官(定期)小計	43	227	117	51.5%	90	68	40	3.9	3.5	—
警察官A男性(特別募集)	10	51	36	70.6%	30	25	7	5.1	—	—
警察官A女性(特別募集)	53	278	153	55.0%	120	93	37	4.1	3.5	—

(工) 初級試驗

試験区分	採用予定員	申込者数				第1次受験者数				第2次受験者数				最終合格者数				倍率 (昨年倍率) ※参考							
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		受験率		受験率		第2次受験者数		最終合格者数									
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性								
行政	14	93	55	38	45	21	24	87	52	35	41	9	22	—	34	20	14	29	1.2	20	10	10	—	—	
警察事務	4	51	17	34	50	28	22	48	16	32	47	26	21	—	12	4	8	11	4	7	6	3	3	—	
学校事務	9	63	33	30	98	50	48	57	30	27	93	48	45	—	27	12	15	23	10	13	16	5	11	—	
選択志望職種計	27	207	105	102	193	99	94	192	98	94	181	93	88	92.8%	73	36	37	63	31	32	42	18	24	4.6	4.9
土木	8	22	19	3	20	17	3	0	4	4	0	0	0	100.0%	1	1	0	1	1	0	1	1	0	2.9	2.4
林業	1	4	4	0	4	0	4	0	4	0	0	1	0	100.0%	1	1	0	1	1	0	1	1	0	4.0	4.0
初級計	36	233	128	105	216	119	97	91	51	40	79	45	34	92.7%	91	51	40	79	45	34	50	24	26	4.3	4.5

(才) 駕客官印

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官B男性	36	139	109	78.4%	79	71	33	3.3	2.9
警察官B女性	9	69	51	73.9%	27	24	9	5.7	3.9
計	45	208	160	76.9%	106	95	42	3.8	3.1

公 拠用予定 品はすべて試験室内公事に付する。其の記載工事

工 試験成績の開示請求の状況

平成30年度の開示請求の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

試験の種類	要綱に基づく請求						条例に基づく請求						合計					
	第1次試験			第2次試験			第1次試験			第2次試験			第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	開示請求率	開示対象者	請求者	開示請求率	開示対象者	請求者	開示請求率	開示対象者	請求者	開示請求率	開示対象者	請求者	開示請求率	開示対象者	請求者	開示請求率
社会人経験者	271	53	19.6%	90	15	16.7%	361	1	0.3%	89	2	2.2%	361	54	15.0%	89	17	19.1%
上級	184	8	4.3%	211	46	21.8%	395	0	0.0%	193	3	1.6%	395	8	2.0%	193	49	25.4%
初級(特別募集)	125	15	12.0%	91	36	39.6%	216	0	0.0%	79	2	2.5%	216	15	6.9%	79	38	48.1%
警察官(特別募集)	4	0	0.0%	13	4	30.8%	17	0	0.0%	13	0	0.0%	17	0	0.0%	13	4	30.8%
警察官	81	7	8.6%	196	31	15.8%	277	0	0.0%	163	2	1.2%	277	7	2.5%	163	33	20.2%
身障	2	1	50.0%	9	2	22.2%	11	0	0.0%	9	0	0.0%	11	1	9.1%	9	2	22.2%
障害(特別募集)	22	3	13.6%	15	4	26.7%	37	0	0.0%	14	0	0.0%	37	3	8.1%	14	4	28.6%
計	695	87	12.5%	655	143	21.8%	1,350	1	0.1%	585	9	1.5%	1,350	88	6.5%	585	152	26.0%

(注) 1. 「要綱」とは、採用試験に係る個人試験成績の開示事務取扱要綱、条例とは「個人情報保護条例」を指す。

2. 要綱に基づく開示対象者は
1次試験開示対象者 = 第1次受験者数 - 第1次合格者数
2次試験開示対象者 = 第1次合格者数

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成30年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・技能職へ採用する場合
- ・国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・試験を行っても十分な競争者が得られない職に採用する場合
- ・順位の判定が困難な職に、国家試験等に基づく免許や資格を有する者等を採用する場合
- ・前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適当であると認める場合

ア 一般職員

(障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウ及びエに別途再計上。)

(単位 人)

職の等級 職種		1等級	2等級	3等級	4等級	5~7等級
事務系	一般事務		2	1	4	18
	管理主事等		1	11	1	
	計		3	12	5	18
技術系	医師		5	5	5	
	歯科医師				1	
	獣医師					6
	土木	2		2		
	建築					1
	薬剤師					5
	看護師					15
その他				2	2	21
計		2	5	9	8	48
合計		2	8	21	13	66
任命権者委任分(医師)						23

(注) 医師の5等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分(医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種		警部以上	警部補	巡査部長	巡査
警察官		9	3	4	10

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 試験区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (31.4.1現在)
行政 (初級試験相当)	8	2	—	2
	1			
警察事務 (初級試験相当)	2	2	—	2
	3			
学校事務 (初級試験相当)	1	2	—	2
	4			
合 計	11	6	1.8	6

(注) 受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

エ 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、精神障害者及び知的障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 試験区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (31.4.1現在)
行政 (初級試験相当)	25	2	—	2
	8			
学校事務 (初級試験相当)	11	2	—	1
	14			
県立病院事務 (初級試験相当)	1	1	—	1
	10			
合 計	37	5	7.4	4

(注) 1. 受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

2. 上記の試験区分以外に電気（上級試験相当）の募集を行ったが、応募者がいなかつたため、記載していない。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成30年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
警 部	一般試験	113	13	8.7
	専門試験	16	2	8.0
警 部 補	一般試験	205	31	6.6
	専門試験	53	5	10.6
巡査部長	一般試験	391	43	9.1
	専門試験	46	3	15.3
合 計	一般試験	709	87	8.1
	専門試験	115	10	11.5

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成30年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
事務		14	28	56	57
技術		9	28	54	85
合 計		23	56	110	142

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官		25(14)	26(22)	10(7)	2(2)

(注) () 内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年10月12日）の骨子

1 月例給、ボーナスともに引上げ

- (1) 民間給与との較差（503円、0.15%）を解消するため、給料月額を引上げ
- (2) ボーナスは、民間の支給割合（4.16月）との均衡を図るため、支給月数を引上げ（0.05月分）

2 医師等の初任給調整手当を引上げ

3 宿日直手当を引上げ

4 初任給基準を引上げ

1 民間給与との比較

県内101事業所の4,042人の個人別給与を実地調査（調査完了率 95.3%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与 (A)	職員（行政職）の給与 (B) (平均年齢 42歳9月)	較差 (A) - (B) (A-B) ÷ B × 100
344,197円	343,694円	503円 (0.15%)

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成30年	4.16月	4.10月	4.46月	4.40月

2 本年の給与に関する事項

(1) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

本県の初任給が民間や他の都道府県の水準を下回っているほか、国家公務員が5年連続で初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保の観点から、初任給を1,500円、若年層についても1,000円程度引上げ、その他は、それぞれ200円の引上げを基本に改定

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師等の支給月額の限度を国に準じて引上げ

414,300円 → 414,800円

ウ ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分 → 4.15月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6ヶ月期	12ヶ月期
30年度 勤勉手当	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.35月 (改定なし)
	勤勉手当	0.775月 (支給済み)	0.825月 (現行0.775月)
31年度 以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.80月	0.80月

エ 宿日直手当

国家公務員の改定に準じて改定

(2) 実施時期

- 給料表、宿日直手当
平成30年4月1日
- 平成30年12ヶ月期のボーナス
平成30年12月1日
- 初任給調整手当、平成31年度以降のボーナス
平成31年4月1日

(3) 勘告に基づく職員の平均年間給与額の試算 (行政職 平均年齢42歳 9月)

	勘告前 (A)	勘告後 (B)	(B) - (A)
平成30年	558.9万円	561.5万円	2.6万円

(4) 報告事項

初任給基準

優秀な人材を確保する観点から、県内民間事業所や他の都道府県と比べ低位にある初任給基準を1号給引上げ

3 給与制度の総合的見直しに関する事項

国が平成27年4月から地域間、世代間の給与配分等を見直す給与制度の総合的見直しを3年間にわたって段階的に実施し、本年3月末をもって完了したことを受けて、職員と国家公務員の給与水準について改めて検証した結果、国と同様の措置が必要な状況は認められなかったことから、本県においては、これらに伴う給料表の見直しは必要ないものと判断

4 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

人事評価制度の更なる充実に向けて、常に工夫や改善の余地がないかといった視点を持ちながら、評価の客觀性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務等の縮減

時間外勤務を縮減するためには、国の措置状況等を踏まえ、これまで以上に適切な対応が必要

管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、組織マネジメントを強化・徹底することが必要

過重な勤務の実態にある所属については、早急に要因を分析し、実効性のある取組を徹底するとともに、その検証結果を共有し、更に組織的な取組を継続していく

ことが必要

職員の健康を保持するための取組についても、引き続き、適切に実施することが必要

学校現場では、働き方改革の目指す理念を共有しながら教員の多忙化の解消に努めていくことが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

国の措置状況等も踏まえ、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であり、予防から再発の防止に至る各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要

ストレスチェックについては、受検率の向上に引き続き留意

(4) 仕事と家庭生活の両立

次世代育成支援行動計画に掲げる目標の達成に向けて、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、着実に実行することが必要

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を侵害するのみならず、心身の健康を害する行為であり、その防止及び解決は重要な課題

職員アンケートによると、ハラスメントに該当すると疑われる事例が相当数見受けられ、その件数も増加傾向

ハラスメントを防止するための研修の内容を更に充実させるとともに、相談体制を職員側の視点から常にチェックするなど、より実効性のある対策につなげていくことが必要

(6) 定年の引上げ

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少していく中、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題であるとして、人事院が定年を段階的に65歳に引き上げる必要があるとの意見の申出を実施

定年の引上げに当たっては、本県の実情も踏まえ、国や他の都道府県の動向にも注視しつつ検討を進めが必要

(7) 会計年度任用職員

国は、会計年度任用職員について統一的な取扱いを定め、地方公共団体に積極的な情報提供を実施

各任命権者は、国の動向を注視しつつ、改正法が施行される平成32年4月に向けて、適切な制度設計に努めるとともに円滑な運用に向けて取り組むことが必要

(8) 服務規律の確保

多くの職員は、真摯に職務に取り組んでいるが、依然として不祥事が発生

各任命権者は、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が持つ適性や能力を存分に發揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要

各職員も、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たすことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成30年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処理状況						年度末 係属数 (C-D)	
			却下	取下	打切	判定				
						棄却	一部 認容	全部 認容	計 (D)	
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処理状況						年度末 係属数 (C-D)	
			却下	取下	打切	判定				
						棄却	一部 認容	全部 認容	計 (D)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して審査請求をすることができる。

人事委員会はその審査請求を受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成30年度における審査請求とその処理状況は、次のとおりである。

審査請求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 請 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (D) (C-D)
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	裁 処分 承認	決 処分 修正	処 処分 取消	
3	1	4	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	4

※ 年度末係属数のうち3件は、昭和41年以前の事案である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 請 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (D) (C-D)
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	裁 処分 承認	決 処分 修正	処 処分 取消	
0	0	0	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0

(2) 爭議事案(県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 請 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (D) (C-D)
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	裁 処分 承認	決 処分 修正	処 処分 取消	
5,283 (15)	0	5,283 (15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。